

【1990年1月31日】老人保健法の一部改正について（諮問書、答申）

老人保健審議会

平成2年1月31日

老人保健審議会

会長 小山路男 殿

厚生大臣 戸井田 三郎

諮問書

老人保健法（昭和57年法律第80号）第55条第2項の規定に基づき、平成2年度における同条第1項第1号の政令で定める率を1.5とすることについて、貴会の意見を求めます。

平成2年1月31日

厚生大臣 戸井田 三郎 殿

老人保健審議会

会長 小山路男

答申書

平成2年1月31日厚生省発老第3号をもって諮問のあった件について次のとおり答申する。

平成2年度に係る率については、従来の経過にかんがみ、諮問案どおり了承するが、これについては、今後幅広い角度から検討を加えるべきである。

老人保健の基盤安定化のための措置（特別保健福祉事業）等について

1. 趣旨

平成2年度から老人保健拠出金の加入者按分率が100%に移行することに伴い、当面の措置として、被用者保険の拠出金負担増の緩和を図るとともに、老人保健制度の基盤の安定化のための措置等を講ずる。

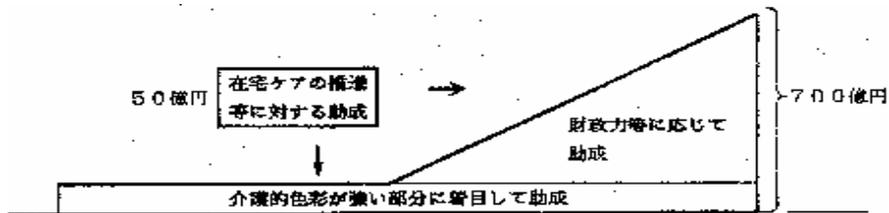
2. 特別保健福祉事業の概要

平成元年度補正予算で厚生保険特別会計に貸金(1.6兆円)を設け、平成2年度予算で、その運用益760億円を被用者保険における老人保健の基盤安定化のために充てることとする。

(1) 加入者按分率が100%となったことにより拠出金負担が増加する被用者保険の保険者に対し、持ち出しとなっている拠出金負担のうち、介護的色彩の強い部分に対して助成するとともに、老人保健拠出金負担が重い被用者保険の保険者に対し、財政力等に応じた重点的な助成。

(2) 被用者保険の保険者が行う医療費適正化事業、老人保健施設の整備、介護等在宅ケアの推進等に対する助成。

特別保健福祉事業の概要



〔保険者別補助額〕

(単位：億円)

政管	75
健保組合	458
船保	16
共済	153
合計	700

3. 財政窮迫健康保険組合等に対する助成措置

特別保健福祉事業のほか、財政が窮迫する健康保険組合等に対する助成等を行うため、一般会計で次の措置を講ずる。

事業総額 150 億円

(1) 財政窮迫健康保険組合等に対する補助

(2) 老人保健健康増進等事業の実施（健康対策及び保健施設の整備等の助成を行い、老人の健康の保持増進を図る）